

ワークルール教育の推進に関する法律の概要

雇用をめぐる現状

- ・労働トラブルの増加(年間100万超の労働相談件数*厚労省)
- ・ブラック企業・ブラックアルバイトの横行(特に若者の雇用被害)
- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの職場トラブルの顕在化

ワークルールに関する現状

- ・労使双方のワークルールの理解不足⇒労使双方が不利益
- ・労働秩序崩壊⇒まともな使用者、産業全体、社会全体にも被害
- ・実践的な教育の欠如
- ・個別立法での対処(過労死対策推進法、青少年雇用促進法など)の限界

○目的

- ・ワークルール教育を総合的・一体的に推進すること。
- ・国民の勤労生活の安定・向上に寄与すること。

○「ワークルール教育」の定義

・働くこと(労働者が働くこと、使用者が労働者を働かせることの双方を含む)に関するルール(法令、慣習、規範及び慣行を含む)及びこれらのルールを実現するための諸制度等に関する教育と、これに準ずる啓発活動。

○基本理念

- ・労働者と使用者との間の情報の質・量及び交渉力の格差を前提に、労働契約、労働関係法規をはじめとするワークルールに関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成。
- ・学校、地域、家庭、職場における、それぞれの特性に応じた適切かつ多様な主体の連携にもとづく効果的な教育の推進。
- ・労働者の義務や自己責任が安易に強調されないよう特に留意する。

○基本的施策

- ・学校・大学等におけるワークルール教育の推進。
- ・地域におけるワークルール教育の推進。
- ・教材の充実、ワークルール教育を担う人材の育成など。

○国・地方公共団体以外の主体

- ・労働組合: 施策への協力・自主的活動。
- ・使用者・使用者団体: 施策への協力・自主的活動。

国と地方公共団体の責務と実施事項

| 国 | 地方公共団体 |
|--|--|
| ○責務 ・ワークルール教育の推進に関する総合的な施策策定、実施 | ○責務 ・団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施 |
| ○財政上の措置 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務) | |
| ○基本方針 ・厚労省・文科省が案作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容など | ○都道府県ワークルール教育推進計画 ○市町村ワークルール教育推進計画 ・基本的方向を踏まえて策定(努力義務) |
| ○ワークルール教育推進会議 ・厚労省に設置 ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更意見 | ○ワークルール教育推進地域協議会 ・地方公共団体が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更意見 |
| ○義務付け(国・地方) ・学校におけるワークルール教育の推進 ・大学等におけるワークルール教育推進への支援 ・職場におけるワークルール教育推進への支援 ・地域におけるワークルール教育の推進 ・人材の育成等 | ○努力義務(国・地方) ・教材の活用等 ・調査の研究 ・情報の収集 |